

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社セブン&アイ・ホールディングス	コード	3382
提出日	2021/4/26	異動（予定）日	2021/5/27
独立役員届出書の提出理由	定期株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため		
独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	月尾 嘉男	社外取締役	○													○	有
2	伊藤 邦雄	社外取締役	○													○	有
3	米村 敏朗	社外取締役	○													○	有
4	東 哲郎	社外取締役	○													○	有
5	ルディー 和子	社外取締役	○													○	有
6	原 一浩	社外監査役	○													○	有
7	稻益 みづこ	社外監査役	○													○	有
8	松橋 香里	社外監査役	○													○	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		月尾嘉男氏は、絶賛省経済審議官として政府のIT政策を担当した経験を有するほか、大学教授として世界各地の都市計画に参加し、持続可能な社会の構築に関与するとともに、世界の各地を数多く訪問して自然環境問題の実態を見聞し、その対策などに見識があるなど、幅広く高度な知見・経験を有しております。これらの知見・経験を、当社が目指す経営計画の実現、当社経営および取締役会実効性の一層の向上に活かしていただきたいため、なお、同氏は当社の社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を当社独立役員として指定しております。
2	伊藤邦雄氏は、一橋大学CFO教育研究センター長を務めております。当社は、同大学院経営管理研究科における同氏が担当しない研究プロジェクト「セプト＆アイ知識経営」への研究支援目的で10百万円(2021年2月期実績)の寄付を行っています。	伊藤邦雄氏は、長年にわたる大学教授および当社における社外役員としての豊富な経験を通じて培った、ファイナンスおよび会計学、マーケティング、プランニングなどを含む経営、ESG（環境・社会・ガバナンス）、リスクマネジメント等に関する幅広く高度な知見・経験を有しております。これらの知見・経験を、当社が目指す経営計画の実現、当社経営および取締役会実効性の一層の向上に活かしていただきたいため、なお、同氏は当社の社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を当社独立役員として指定しております。
3		米村敏朗氏は、審議監、内閣機関監査等の要職を歴任し、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会チーフ・セキュリティ・オフィサー（CSO）に就任など、組織マネジメント、リスクマネジメント等に関する幅広く高度な知見・経験を有しております。これらの知見・経験を、当社が目指す経営計画の実現、リスクマネジメント、当社経営および取締役会実効性の一層の向上に活かしていただきたいため、なお、同氏は当社の社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を当社独立役員として指定しております。
4		東哲郎氏は、海外でのビジネス経験もあり、化粧品会社や通信販売会社勤務後、コンサルティングやダイレクターマーケティング等を専門とするコンサルタントおよび大学教授を務めるなど、小売業およびマーケティングに関する幅広く高度な知見・経験を有しております。これらの知見・経験を、当社が目指す経営計画の実現、当社経営および取締役会実効性の一層の向上に活かしていただきたいため、なお、同氏は当社の社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を当社独立役員として指定しております。
5		ルディー和子氏は、海外でのビジネス経験もあり、化粧品会社や通信販売会社勤務後、コンサルティングやダイレクターマーケティング等を専門とするコンサルタントおよび大学教授を務めるなど、小売業およびマーケティングに関する幅広く高度な知見・経験を有しております。これらの知見・経験を、当社が目指す経営計画の実現、当社経営および取締役会実効性の一層の向上に活かしていただきたいため、なお、同氏は当社の社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を当社独立役員として指定しております。
6		原一浩氏は、公認会計士および税理士として多くの財務、会計、税務およびリスクマネジメントに関する豊富な経験と専門知識を有しております。これらの知見・経験を、当社の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に寄与していただきたいため、なお、同氏は当社の社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を当社独立役員として指定しております。
7		稻益みづこ氏は、弁護士として、デジタル関連法務を含む企業法務全般、およびリスクマネジメントに関する豊富な経験と専門知識を有しております。これらの知見・経験を、当社の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に寄与していただきたいため、なお、同氏は当社の社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を当社独立役員として指定しております。
8		松橋香里氏は、事業会社でのビジネス経験、コンサルタントおよび公認会計士として培った、財務・会計、経営管理およびリスクマネジメントに関する豊富な経験と専門知識を有しております。これらの知見・経験を、当社の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に寄与していただきたいため、なお、同氏は当社の社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を当社独立役員として指定しております。

4. 换算説明

・当社において独立役員とは、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員をいい、当社経営陣から審査しコントロールを受け得る者である場合や、当社経営陣に対して審査しコントロールを及ぼす者である場合は、「一般株主との利益相反が生じるおそれのないもの」と判断しております。上記の基本的な考え方を踏まえ、金融商品取引規則が定める独立性基準を、当社の社外役員の独立性基準としております。
・当社は、独立役員たる社外役員の属性情報を、当社の直近事業年度において、「寄付」については「1千万円未満」と定めています。
・当社から、各独立役員たる社外役員に対し、役員報酬以外に、法律・会計もしくは税務の専門家またはコンサルタントとしての報酬の支払は行っておりません。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の顧客会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhにいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上の一～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現存」・「最近」において該当している場合は「〇」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現存」・「最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 「〇」のいずれかに該当している場合には、「その旨（概要）」を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。